

遺産分割協議書

被相続人広島一郎（平成〇年〇月〇日死亡）の遺産につき、以下のとおり分割することを合意した。

1 相続人広島太郎が取得する財産

- (1) **土地**
所在 広島県広島市中区〇〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇. 〇〇平方メートル
- (2) 建物
所在 広島県広島市中区〇〇町〇丁目 〇番〇
家屋番号 〇〇番〇
種類 居宅
構造 木造 2階建
床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル
2階 〇〇. 〇〇平方メートル
- (3) **動産**
上記(2)の建物内にある家具家財等一切の動産
- (4) 預貯金
〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）

2 相続人広島次郎が取得する財産

- (1) **現金50万円**（相続人広島次郎が保管しているもの）
- (2) 預貯金
ア 〇〇銀行〇〇支店の普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）
イ 〇〇信用金庫〇〇支店の普通預金（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）
- (3) **有価証券等**
ア 次の〇〇証券〇〇支店保護預り（口座番号〇〇〇〇〇）のもの
（ア） 株式 株式会社〇〇商事 〇株
（イ） 株式 〇〇建設株式会社 〇株
（ウ） 国内投資信託 〇〇MRF 〇〇〇〇口
イ 利付国庫債券 第〇〇〇回 額面金額〇〇〇円
- (4) **自動車**

コメントの追加 [A1]: 遺産分割協議は過不足なく共同相続人全員で行う必要があります。
このケースでは、相続人は広島太郎、広島次郎の二人。全ての遺産について、そのままの形で分割する現物分割をしています。

コメントの追加 [A2]: 遺産分割協議書は不動産の名義変更にも用いるため、登記事項証明書のとおりに記載して特定します。

コメントの追加 [A3]: 家財道具、貴金属類、美術・骨董品などの動産の扱いについても、必要に応じて、誰が取得するか決めておきます。その際は、どの動産か特定できるように記載します。

コメントの追加 [A4]: どの現金かを特定できるように保管者等の情報を記載します。

コメントの追加 [A5]: どの有価証券等かを特定できるように銘柄や数量などを記載します。

コメントの追加 [A6]: 車検証とおりに記載します。

現物分割の例

名義人広島一郎

普通乗用自動車（登録番号広島あ〇〇〇〇 車体番号第〇〇〇〇号）

- 3 今後、上記以外の被相続人の遺産が発見された場合は、当該遺産については改めて分割協議を行う。

以上の遺産分割協議の成立を証し、本書 2 通を作成し、各相続人が署名、実印押捺の上、印鑑証明書を付して各 1 通を所持することとする。

平成〇〇年〇月〇日

住所 広島市中区上八丁堀〇〇

氏名 広島 太郎 ㊞

住所 東京都〇〇区〇〇〇

氏名 広島 次郎 ㊞

コメントの追加 [A7]: 遺産分割協議時に把握されていなかった遺産の扱いについて記載しています。この記載がなくても、各相続人が法定相続分割合で権利を有することになりますが、記載していた方が無用の争いの予防になります。

コメントの追加 [A8]: 名義変更など遺産分割協議の内容を実現する過程で必要になるため、相続人全員が実印を押捺し、他の相続人の印鑑証明書を得ておくべきです。